

特定最低賃金（産業別）の日本標準産業分類表

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
適用する使用者	
<p>島根県の区域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者</p>	
日本標準産業分類（令和5年7月改定）	
E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
E280	管理、補助的経済活動を行う事業所（28電子部品・デバイス・電子回路製造業）
E2800	主として管理事務を行う本社等
E2809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
E281	電子デバイス製造業
E2811	電子管製造業
E2812	光電変換素子製造業
E2813	半導体素子製造業（光電変換素子を除く）
E2814	集積回路製造業
E2815	液晶パネル・フラットパネル製造業
E282	電子部品製造業
E2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
E2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
E2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
E283	記録メディア製造業
E2831	半導体メモリメディア製造業
E2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業（島根県最低賃金適用）
E284	電子回路製造業
E2841	電子回路基板製造業
E2842	電子回路実装基板製造業
E285	ユニット部品製造業
E2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業
E2859	その他のユニット部品製造業

E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

E2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

E29 電気機械器具製造業

E290 管理、補助的経済活動を行う事業所（29電気機械器具製造業）

E2900 主として管理事務を行う本社等

E2909 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

E2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

E2912 変圧器類製造業（電子機器用を除く）

E2913 電力開閉装置製造業

E2914 配電盤・電力制御装置製造業

E2915 配線器具・配線附属品製造業

E292 産業用電気機械器具製造業

E2921 電気溶接機製造業

E2922 内燃機関電装品製造業

E2923 電気炉・電熱装置製造業

E2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）

E293 民生用電気機械器具製造業（島根県最低賃金適用）

E294 電球・電気照明器具製造業（島根県最低賃金適用）

E295 電池製造業（島根県最低賃金適用）

E296 電子応用装置製造業

E2961 X線装置製造業

E2962 医療用電子応用装置製造業

E2969 その他の電子応用装置製造業

E297 電気計測器製造業（島根県最低賃金適用）

E299 その他の電気機械器具製造業（島根県最低賃金適用）

E30 情報通信機械器具製造業

E300 管理、補助的経済活動を行う事業所（30情報通信機械器具製造業）

E3000 主として管理事務を行う本社等

E3009 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業

E3011 有線通信機械器具製造業

E3012 スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業

E3013 無線通信機械器具製造業

E3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業

E3015 交通信号保安装置製造業

	E3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業
E302		映像・音響機械器具製造業
	E3021	ビデオ機器製造業
	E3022	デジタルカメラ製造業
	E3023	電気音響機械器具製造業
E303		電子計算機・同附属装置製造業
	E3031	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）
	E3032	パーソナルコンピュータ製造業
	E3033	外部記憶装置製造業
	E3034	印刷装置製造業
	E3035	表示装置製造業
	E3039	その他の附属装置製造業
	L7282	純粋持株会社

#### 適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次の業務に主として従事する者
  - (1) 清掃、片付け又は整理の業務
  - (2) 選別、検数、結束又は包装の業務
  - (3) 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
  - (4) 手作業による運搬の業務
  - (5) 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手工具若しくは小型動力機による組線、取付け若しくはかしめの業務又は熱処理を伴わない、刃物若しくはへらによるはんだ付け部の修正及び掃除を行う軽易な業務